

小学校消防用設備保守点検業務委託(その1)		学校及び学童(分別)			
名	称	数量	単位	単 価	金 額
学校消防点検					
A-1 (総合点検)		1	式		
A-2 (機器点検)		1	式		
A-3 (非常用放送設備)		1	式		
A-4 (防火シャッター設備)		1	式		
合計					
点検報告書作成費		16	校		
諸経費					
積算原価					
消費税					
委 託 費					
積算原価【月額】					
消費税【月額】					
委託費【月額】					
A-5 (学童消防設備点検)		1	式		
(学童分諸経費・報告書作成含む)					
消費税					
委 託 費					
積算原価【月額】					
消費税【月額】					
委託費【月額】					
学校+学童合計【税抜】					
学校+学童合計【税込】					
学校・学童分比率					

小学校消防用設備保守点検業務委託(その1) A-1 (総合点検)

A-1 (総合点検)

[illegible]

小学校消防用設備保守点検業務委託(その1) A-2 (機器点検)

A-2 (機器点検)

[illegible]

小学校消防用設備保守点検業務委託(その1) A-5 (学童消防設備点検)

A-5 (学童消防設備点検)

[illegible]

小学校消防用設備保守点検業務委託（その１）仕様書

1. 目 的

この業務は、消防法の規定に基づき消防用設備の点検を行い、常に正常な状態に保つことで火災から人命や財産を守ることを目的とする。

2. 委託対象施設

名 称 別紙のとおり
場 所 別紙のとおり
設備内容 別紙のとおり

3. 委託期間

令和 8 年 10 月 1 日 から 令和 9 年 9 月 30 日 まで（1 年間）
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

4. 支払方法 2 回払い

（令和 8 年度、令和 9 年度：年 1 回払い）

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6. 点検内容・消防用設備の種類

点検内容

令和 8 年度 機器点検 1 回 非常用放送設備点検 1 回
防火シャッター点検 1 回
令和 9 年度 総合点検 1 回 機器点検 1 回含む
非常用放送設備点検 1 回
※臨時点検 必要の都度

種 類 防火扉・防火シャッター・排煙設備
自動火災報知設備・非常警報器具及び設備
消火器
避難器具・屋内消火栓設備・誘導灯及び誘導標識
非常用放送設備

※防火シャッター点検は機器点検、総合点検とは別に、10 月から 3 月の間単独で 1 回点検及び調整を行う。

点検作業内容は下記の通りとする。

- ・ **総合点検、防火シャッター点検**においては全てのシャッターを床面まで降下させ、動作点検を行い、写真付きの点検報告書を提出すること。
- ・ 防火シャッターの駆動装置（カーテン部、ケース、ワイヤーロープ、開閉器、巻取りシャフト）をはじめ、カーテン部ケース、まぐさ及びガイドレールの取付けの状況や劣化及び損傷の状況並びに、危害防止装置の作動状況を確認すること。
- ・ 防火設備の連動機構（各種感知器、温度ヒューズ装置、連動制御機器、連動機構予備電源、自動閉鎖装置、手動閉鎖装置）について、感知の状況、設置の状況や機能の状態、劣化及び損傷の状況を確認すること。
- ・ 総合点検時に行うシャッター点検については別途契約している建築基準法12条に基づく点検と調整のうえ実施すること。

7. 作業内容

- (1) 受注者は、別紙対象施設に設置してある消防用設備の機能保全のため定期的に技術員を派遣し、消防法、同法施行令及び同法施行規則に定められた点検を行う。
- (2) 点検の結果、機器の故障及び破損等による取替、その他異常を発見したときには、速やかに発注者に連絡し、双方協議のうえ最善の処理をとる。
- (3) 誘導灯の直管球・グロー球の消耗による取り替えを行う。
- (4) 各学校、各学童保育室または教育財務課より消防用設備等の不具合や7.(3)を希望する連絡を受けた時は、早急に出向いて適切な処置をとる。
- (5) 総合点検時に各学校管理者及び各学童保育室責任者に消防設備等の取り扱いについて、わかりやすく説明する。
- (6) 避難訓練、教職員向けの講習等（実際の器具の使用しての訓練・講習を含む）の際に、学校、学童保育室または教育財務課から器具の使用方法等について、立会いや指導等の要請がある場合は、必要な対応を行うこと。また、その際に発生する費用等は受注者の負担とする。
- (7) 学童保育室については、防災管理上の助言及び報告を年2回の点検時に行う。
- (8) 点検不具合指摘事項は不具合対象の設備状況写真一覧を別途添付すること。また不具一覧表と該当箇所を示した図面も添付すること。
※図面は発注者が提供します。
- (9) 点検報告書は各学校に配布すること。また教育財務課にも報告書を提出すること。

8. 費用等の負担区分

- (1) 点検に要する機器、機材、消耗品等（温度ヒューズ含む）は受注者の負担とする。
- (2) 機器の故障及び破損等による取替、その他異常を発見した時に部品・材料等を要する場合は、あらかじめ発注者と協議し発注者の負担とする。ただし、点検の際に発覚した軽微な不良箇所（球切れ等）については受注者負担において修理を行う。
- (3) 付帯設備が新たに取り付けられた際には、発注者と協議の上、別途見積書を提出する。
- (4) 避難訓練、教職員向けの講習等で器具の使用方法等に関する対応にて発生した費用等は受注者の負担とする（7(6)）。

9. 業務実施打合せ

受注者は点検業務の実施にあたり、実施日時、作業手順等発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従い実施すること。

10. 提出書類

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務完了報告書

受注者は、業務が終了するごとに、業務完了報告書及び点検結果報告書を提出すること。

・点検結果報告書（総合点検、機器点検、シャッター点検）

※令和8年度に点検結果報告書を消防署へ提出済

今回の提出は令和10年度のため消防署への提出は不要（総合点検後）

・消防設備指摘事項一覧表（別紙）

参照：平成16年5月31日消防庁告示第9号

昭和50年10月16日消防庁告示第14号

・学童保育室用点検結果報告書（別紙リスト参照）

※小学校の校舎外にある学童保育室（プレハブ室）ごとに該当する設備の点検結果報告書を作成し提出すること。

※令和8年度に点検結果報告書を消防署へ提出

今回の提出は令和10年度のため消防署への提出は不要（総合点検後）

※点検作業を終了したときは、各学校及び各学童保育室に点検結果の内容について説明し、各学校及び各学童保育室にも点検結果報告書の写しを提出すること。

なお、総合点検の点検結果報告書は、9月末日、機器点検は、3月末日、シャッター点検は3月末日までに提出すること。

- ・消防設備点検については、該当する資格（消防設備士甲種若しくは乙種1類、3類、4類、5類及び乙6類）又は、消防設備点検資格者（第1種・第2種）の有資格者証の写しを提出すること。
- ・シャッター点検については、防火設備検査員（建築基準法第12条の3第2項により同法規則第6条の5第2項で定める防火設備検査員有資格者証の交付を受けている者）の証明書の写しを提出すること。

11. 服 装

業務に従事する者は、受注者指定の衣服を着用し胸には、ネームプレートを付けること。

12. その他

- (1) この仕様書に明記していない事項についても、防災上付帯的に実施しなければならないものは、誠意をもって対応すること。
- (2) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
また、本業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過処置の対象となる場合には、経過処置が優先して適用される。」旨を記載する。
- (3) 業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

小学校消防用設備保守管理業務委託(その1) 別紙

				防火扉・防火シャッター・排煙設備					自動火災報知設備・非常警報器具及び設備								消火器・避難器具・屋内消火栓設備・誘導灯及び誘導標識										非常用放送設備									
				制御盤	煙感知器	防煙・防火ダンパー	防火扉閉鎖機	防火シャッター連動機	受信機	表示器	差動式スポット型感知器	定温式スポット型感知器	煙感知器	差動式分布型感知器	発信機	電鈴	電源装置	消火器	救助袋 台数内訳	消火栓	加圧送水装置	誘導灯(誘導 灯標識含む)	設備本体・増幅器			数量	非常放 送・数 量	遠隔操 作・数 量	トランペッ ト・数量	スピー カー・数 量						
No	学 校 名	電話番号	所 在 地		個	個	個	個	P型1級		個	個	個	個	P型1級	150mm		台数	3 F	4 F	台数	台数	社名	Kw	体育館	校舎	社名		W	台数	個	個	個	個		
1	川越第一小	222-0308	郭町1-21	1	10			9	1	1	94	12	8	6	20	20	1	40	1		20	1	極東	5.5	7	3	日本ビクター㈱ K-50U	ラック	166	1	1	1	2	40		
2	川 越 小	222-0309	郭町1-1-1	1	25		31	3	1	1	152	42	16	6	19	19	1	34	5		19	1	極東	15	11	1	松下電器産業㈱ WK-EK110	ラック	240	1	2	1	4	75		
3	中 央 小	222-0310	中原町1-25	1	18		20	2	1	1	106	23	13	8	13	13	1	26	3	2	13	1	川本	11	5	7	TOA㈱ FS-1000	壁掛	400	1	1	2	2	65		
4	仙 波 小	222-0195	富士見町4-1	1	22		12	10	1	1	128	9	17	6	21	21	1	42	4	2	21	1	川本	15	7	12	松下電器産業㈱ WK-770B	ラック	400	1	1	1	4	28		
5	芳 野 小	222-1264	鴨田331	1	9		7	4	1	1	67	7	11	6	13	13	1	18	1	1	13	1	川本	11	7		松下通信工業㈱ WK-700R	壁掛	120	1	1	1	2	14		
6	古 谷 小	235-0193	古谷上5465	1	19		17		1	1	81	7	15	6	16	16	1	28	2	1	16	1	川本	7.5		2	松下電器産業㈱ WK-EK110	壁掛	360	1	1	2		53		
7	南古谷小	235-2150	木野目1451	1	35		18	16	1	1	121	23	20	6	19	14	1	34	3	2	19	1	川本	11	7	25	㈱JVCケンウッド 20-10-1	壁掛	240	1	2	1		96		
8	牛 子 小	245-6702	牛子418	1	15		8	9	1	1	82	26	7	4	14	14	1	28	2	1	14	1	テラル	15	3	40	松下通信工業㈱ WK-700AR	壁掛	120	1	2	2		58		
9	福 原 小	243-4036	今福508	1	28		20	8	1	1	146	22	17	6	24	24	1	44	2	2	24	1	テラル	5.5	11	68	JVCケンウッド EM-K100-20	壁掛	380	1			2	81		
10	大 東 東 小	243-3105	豊田本1162	1	16		7	7	1		86	6	6	8	15	15	1	24	1		16	1	エバラ	15	4	8	日本ビクター㈱ K-50S	壁掛	120	1			3	55		
11	大 東 西 小	243-3910	山城32-5	1	12		12		1	1	59	11	46	6	19	19	1	28	1	1	17	1	テラル	7.5	11	16	松下通信工業㈱ WK-600R	壁掛	120	1			2	50		
12	川 越 西 小	231-0181	川鶴1-5	1	12		12		1	1	146	22	8	6	15	16	1	30	3	2	15	1	川本	15	8	2	松下通信工業㈱ WU-P38	壁掛	180	1		1	2	34		
13	名 細 小	231-2216	小堤214	1	3			18	1	1	125	6	9	6	21	21	1	42	2	1	21	1	川本	15	9		松下通信工業㈱ WU-P38	壁掛	240	1			3	64		
14	上 戸 小	232-7200	上戸390-1	1	12		3	9	1	1	99	13	6	6	12	12	1	24	1	1	12	1	エバラ	11	3	6	JVCケンウッド EM-K100-10	壁掛	230	1		1	4	64		
15	広 谷 小	233-3941	下広谷558-1	1	12		12		1	1	103	15	8	6	16	16	1	32	3	3	16	1	テラル	15	8	13	松下通信工業㈱ WK-600R	壁掛	120	1			4	67		
16	山 田 小	222-2042	山田167	1	17		3	9	1	1	73	10	6	6	18	18	1	36	3	3	18	1	テラル	5.5	8	12	日本ビクター㈱ EM-K80D	壁掛	240	1			2	68		
	計			16	265		182	104	16	15	1668	254	213	98	275	271	16	510	37	22	274	16			109	215			16	11	13	36	912			

※点検対象の数量については、過去の点検結果等に基づく参考の数量です。実際の数量との相違が生じた場合は現場の数を優先します。その際の金額の増減については行わないものとします。

上記数量等が現地と異なる場合は、この用紙に赤で訂正したものを提出してください。

小学校消防用設備保守点検業務委託(その1) 別紙(学童プレハブ室)

	学童プレハブ室				防火扉・防火シャッター・排煙設備			自動火災報知設備・非常警報器具及び設備										消火器・避難器具・誘導灯及び誘導標識						非常用放送設備							
					制御盤	煙感知器	防煙・防火ダンパー	受信機		表示器	差動式スポット型感知器	定温式スポット型感知器	煙感知器	差動式分布型感知器	発信機	電鈴	電源装置	消火器	消火栓	加圧送水装置			誘導灯(誘導灯標識含む)	設備本体・増幅器			数量	非常放送・数量	遠隔操作・数量	トランベット・数量	スピーカー・数量
No	学 校 名	電話番号	所 在 地		個	個		P型1級	P型2級		個	個	個	個	P型1級	150mm		台数	台数	台数	社名	Kw		社名		W	台数	個	個	個	個
1	仙 波 学 童	222-4877	富士見町4-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	-	-	-	-	5					-	-	-	-
2	芳 野 学 童	224-7976	鴨田331	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-					-	-	-	-
3	古 谷 学 童	235-4725	古谷上5465	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	2					-	-	-	-
4	南古谷学 童	235-1863	木野目1451	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2					-	-	-	-
5	大 東 東 学 童	244-9783	豊田本4-16-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2					-	-	-	-
6	大 東 西 学 童	246-8780	山城32-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	4	-	-	-	-	8					-	-	-	-
7	山 田 学 童	222-4151	山田167	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1					-	-	-	-
	計															12		11					20								

業務委託件名:

[illegible]

業務委託件名：小学校消防用設備保守管理業務委託(その1)

学校名	消防設備種類	場所	概 要	備考
〇〇小	自動火災報知設備	南校舎1階東側	故障	
〇〇小	自動火災報知設備	北校舎2階	受信機バッテリー	
〇〇小	誘導灯	学童保育室内	バッテリー不良 2台	
〇〇小	屋内消火栓		配管漏水	設備業者見積必要
小	避難器具	グラウンド	避難器具劣化のため使用不可	
小	防排煙制御設備	中央階段1階	防火戸すれ、開閉できず	建具業者見積必要
●●小	誘導灯	1階出口	バッテリー不良 2台	
↑ プルダウンで選択				
記入例				